

西海市条例第33号

西海市手話言語条例

人がお互いの気持ちを理解し、意思疎通を図るためには、言語は欠かせないものである。

手話は、音声ではなく、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかし、これまで手話を使用することのできる環境が十分に整えられてこなかったため、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられたが、手話が言語であるとの理解は十分なものではない。

そこで、西海市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め、全ての市民が、互いに助け合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明確にするとともに、手話に関する施策を推進し、もって全ての市民が安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがあり、意思疎通の主な手段として手話を使用している者をいう。

(2) 事業者 市内において事業を行う法人その他団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、ろう者が手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進及び普及を図るための施策

(2) 手話を学ぶ機会を提供するための施策

(3) 手話による円滑な意思疎通ができる環境を構築するための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するために必要がある場合は、ろう者その他関係者から意見を聴くものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。